第千二百六十五号

平成十四年

曜

月

二月十八日

目 次

示

公

大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更の届出......ハ五

公安委員会

## 告 示

## 山梨県告示第五十五号

地収用事業の認定をした。 土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号) 第二十条の規定により、次のとおり土

平成十四年二月十八日

山梨県知事 天

建

野

起業者の名称

若草町

事業の種類

若草町生涯学習センター 建設事業

 $\equiv$ 

収用の部分 中巨摩郡若草町大字寺部字御崎地内

使用の部分 なし

兀 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

若草町役場企画課

## 公 告

日 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更の届出

成十四年六月十八日まで縦覧に供する。 のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平 あったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定による届出が

平成十四年二月十八日

山梨県知事 天 野

建

届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 株式会社八ヶ岳モールマネージメント 代表取締役 藤井弘毅

2 住所 東京都豊島区高田二丁目十七番二十二号

二 届出の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハヶ岳小淵沢リゾートアウトレットモール

所在地 北巨摩郡小淵沢町大字小淵沢字出口四千番

2 変更しようとする事項

ことができる時間帯   三十分まで     三十分まで   午前八時三十分から午後八時	駐車場の出入口の位置 届出の駐車場配置図のとおり	面積 二百平方メートル 一二日平方メートル 一個 一日	数1駐車場の位置及び収用台1駐車場の位置数おり 四百六十三台 四百六十三台 田出の駐車場	面積の合計 ートル大規模小売店舗内の店舗 五千四百九十八・九五平方メ	
			八台) 百六十三台、従業員用百 四百六十三台、従来8用四 四百六十三台、従来8月四 2 届出の駐車場配置図のと 2		Ē
三十分まで 午前八時三十分から午後九時	届出の駐車場配置図のとおり	四百平方メートル届出の平面図のとおり	員供用) 員供用) は四八十七台(来客従業 は回り は一十七台(来客従業 は一十七台(来客従業 は一十七台(来客従業 は、本名のと は、本名のと は、本名のと は、本名のと は、本名のと は、本名のと は、本名のと は、本名のと は、本名のと は、まるのと は、本名のと も、本名のと も、本名のと も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、	トルハ千六百五十・九五平方メー	1

3 変更する年月日

軽微な変更として県が認める日から増床工事終了後の店舗開店の日の前日までの期 平成十四年十月六日 (ただし、増床工事期間中の駐車場の位置の変更については、

Щ

山 梨 県 公 報 第千二百六十五号 平成十四年二月十八日

委員会規則第七号) 第四条の規定により告示する。 日から施行することとしたので、 Ξ 員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された 山梨県公安委員会告示第七号 別表第三 信号機の設置、車両の通行禁止、 五八八 五八七 平成十四年二月十八日 届出年月日 平成十四年二月五日 とする。 前高市 (2)畑 線村道 線高北高線石高市 畑2畑 田畑 公安委員会 中線宮 (1)上道 (五一〇メートル) 駐車場先)まで 一丁目二三番一七号 一丁目二三番一七号 一丁目二三番ー七号 一丁号二三番ー七号 でンガソリンスタン 中でのメートル) ○番八号先(塚原商 一丁目二○番一四号 一丁目二○番一四号 一丁目二○番一四号 で 秋山和光方南) まで (塚原商 四〇メー ・トル) 山梨県道路交通法施行細則 (昭和三十五年山梨県公安 制限その他の交通規制 (昭和四十九年山梨県公安委 号畑商 降人卸貨以 `利管動車へ車 ののし物内五用場車 `自 た乗 `積の分者所保自転両 行め降人卸貨以 `利管動車へ車 たのののし物内五用場車 `自 除通た乗 `積の分者所保自転両 く行め降人卸貨以 山梨県公安委員会 員 長 日 H 甲 田 古 府 府 第告平 第告平 屋 宗亢 宗九 九号 九号 =  $\equiv$ 忠 七 七 彦 を 五八七 五九〇 五八九 五 八八 畑市2畑市田畑市 中道線宮道1上道 線高 北高線石高 前高市 (1)畑 線村道 (2畑市線村道 (1)居上市線渋条 川新道 ートル) 市高畑に)から甲府 市高畑一丁目二三番 一七号先(笠井重信 一七号先(夢庵甲 一番一号先(夢庵甲 (七〇〇メートル) 一番五号先(南西水 高畑一丁目二一番二 高畑一丁目二一番二 一番五号先(南西水 畑商〇甲 (三八〇メー 畑一丁目二〇番一三間店)から甲府市高四一丁目二〇番三十号先 (塚原甲府市高畑一丁目二 ル ま号母道四 。 を係家・軽車 除車屋沿車両 く両関道両へ く行め降人卸貨以 `利管動車へ車 。。 をのののし物内五用場車 `自 除通た乗 `積の分車所保自転両 く行め降人卸貨以 `利管動車へ車 。。 をのののし物内五用場車 `自 除通た乗 `積の分者所保自転両 く行め 。 をの 家・軽車 屋沿車両 除通 関道両へ 終 終 日 畄 日 日 甲府 府南 甲 甲 甲 府 府 告示第七号 八日 四年 日 告示第七号 平成一四年 平成一四年 第告六 四示〇 七 号 第告平 一示九 九 二九号  $\equiv$ 四年 四年 <u>-</u> 月 月 七

ľĆ を に改める。 別表第十四中 Щ 七四六 六〇 七四 五九〇 五八九 梨 0 県 後条市 屋新道 線居上 線居上市後条 線渋条市 川新道 (1)畑市線村道 市 公 報 道 屋新道 (1居上 前高 二六方) まで 一四番八号先(川口 所市国母五丁目三 中府市国母五丁目三 中府市国母五丁目三 で先七方番甲 メ畑号高橋一甲 Iン 先畑薬番府 イ側号 先 第千二百六十五号 トトル) 先(大道八イツ高 大(二六〇メ 大(二六〇メ 大(二六〇月 大(二六〇月 大(三十八十一) 大(三十十一) - トル) ) まで ( 二四〇メ ) ( 秋山和夫方南 ルま号母置品 。 を係家・軽車 除車屋沿車両 ゜を係  $\Box$ 平成十四年二月十八日 五万〇 除車く両 四〇〇 く両関道両へ く け<sub>半</sub> 。。 をん両 除引 車 車 両 両 府南甲 甲  $\equiv$ 府  $\overline{\bigcirc}$  $\overline{\circ}$ 告示第 平成一四年 号 告示第 八日 平成一四年 平成 府南 甲 府南 甲 府南 四年 四年 四二六 七・〇 号一・ 二一 号告八年平 示日二成 第 月一 七 一四 三・五 五一六 号〇・ 月 月 六 ᆫ を を ľ ľĆ 八二 六四 六四 六、 六〇 六、 ` 0 0 0 O 0 O 居上市 一条 号新道 (1)畑市 線村道 前高 削除 削除 (1)居上市線渋条 前高市 (1畑 線村道 川新道 の両側郎方)まで一一番五号先(南門三部元号先(南野市高畑一丁目のよう)からまでである。 光番市喜四甲 雄一国直番府 油番府 国五市母号国 经完存 油(八 光自 六〇 三八〇 五 七00 八〇 く りょ 。 。 をん両 除引 車 車 ~除引二車 く 。 をん両 ˈIJ 両 両  $\equiv$  $\equiv$  $\equiv$  $\overline{\circ}$ 府南 甲 府南 甲 府南 甲 府南 甲 甲 甲 八七 府 府 二六 七・〇 号-四二六 七・〇 号一・ 二一 号告八年平 示日二成 第 月一 七 一四 号告八年平 示日二成 第 月一 七 一四 号告八年平 示日二成 第 月一 七 一四 第告・平 -宗一九 九号 七三